

資料-219 土壌のダイオキシン類調査結果

a 発生源周辺状況把握調査

No.	調査地点			測定結果 (pg-TEQ/g)
1	宮城野区	宮城東部ブロック 仮設焼却炉周辺	蒲生公園	0.093
2			西原西公園	2.0
3	宮城野区	蒲生仮設焼却炉周辺	蒲生搬入場跡地	5.9
4			岡田ポンプ場	23
5	若林区	荒浜仮設焼却炉周辺	荒浜搬入場跡地1	0.0085
6			荒浜搬入場跡地2	0.075
7	若林区	井土仮設焼却炉周辺	海岸公園冒険広場	0.42
8			二郷堀脇	3.0

環境基準 1,000pg-TEQ/g

調査日:平成26年10月15日

b 一般環境調査結果

No.	調査地点		測定結果 (pg-TEQ/g)
1	宮城野区	鶴谷東小学校	0.028
2	青葉区	川前小学校	0.022
3	太白区	秋保小学校	0.075

環境基準 1,000pg-TEQ/g

調査日:平成26年10月15日～平成26年10月16日

## 資料－220 土壤汚染対策法施行状況

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

内 容		件数
法に規定する特定有害物質の使用を把握している特定施設(注1)の件数		171
法第3条(注2)	有害物質使用特定施設の廃止件数	26
	調査結果報告件数	8
	調査猶予件数	16
法第4条	一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出	47
	調査命令発出件数	0
	調査結果報告件数	0
法第5条	調査命令発出件数	0
	調査結果報告件数	0
法第6条	要措置区域に指定した件数	1
	要措置区域を解除した件数	1
法第12条	形質変更時要届出区域に指定した件数	4
	形質変更時要届出区域を解除した件数	4
法第14条	指定の申請件数	2

(注1) 特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。

(注2) 法3条については、土壤汚染対策法施行後から平成27年3月31日までの累計件数。有害物質使用特定施設の廃止年度と調査結果報告・調査猶予の年度が異なる場合があること、また、調査猶予の取り消し後に調査結果報告を行う場合があることから、結果報告件数と調査猶予件数の合計が有害物質使用特定施設の廃止件数と一致しない場合がある。